

かながわライフサポート事業

生活SOS

かながわ ライフサポート事業

社会福祉法人による公益的取り組み

社会福祉法人で連携・ネットワークを構築して
生活に困っている方を地域で支え応援します。



ご相談はあなたの地域の社会福祉法人に！

法人・施設名

連絡先

ライフサポート事業
参加法人施設
一覧はこちら



事業についての問合せは、

【かながわライフサポート事業事務局】社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2 電話045-311-8753 メールkls@knsyk.jp

事業の成り立ち

神奈川県内の社会福祉法人が神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という）の会員となり組織される「経営者部会」では、社会福祉法人としての使命や公益性、地域資源の一つという認識を深め、地域福祉における福祉推進の主導的役割と自らの経営改革を果たし取り組みを推進していくため「社会福祉法人の原点に立ち返り、目の前の困っている人に何かできないか必死に考え、実践していくべきではないか」との意見をきっかけに、かながわライフサポート事業（以下「ライフサポート事業」という）という自発的な活動を立ち上げました。

目の前の支援が必要な人のために
知恵をしぼろう

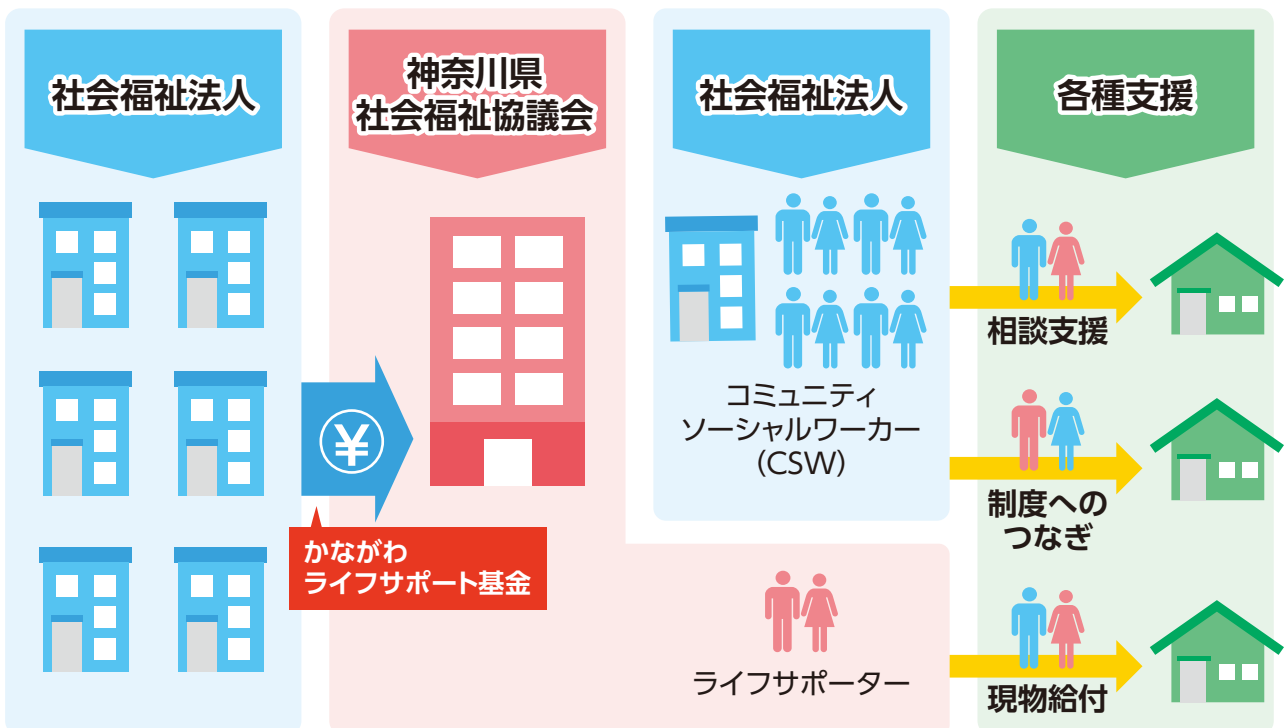


社会福祉法人が
手を取り合って
取り組もう

基金を設置

参加法人が自ら資金を出し合い、かながわライフサポート事業基金を設立して活動を行っています。また、参加法人が任命した職員を「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」として配置し、実際の活動を行います。

県社協は、ライフサポート事業基金を管理、ライフサポーターを配置して、CSWが受けた相談で対応が難しいケースについて、関り方を一緒に考えたり支援に同行するなど、CSWの後方支援を行います。



事業が目指すもの

★地域のネットワークによる連携と協働

生活に困っている方は、人間関係や疾病、障害等様々な要因が複雑に絡み合っている事が少なくありません。福祉制度の進展した今日でも、既存の制度では対応できない「制度のはざま」や「孤立」の問題があります。

こうした複雑・多様化する生活課題を解決していくためには、それぞれの制度・分野の垣根を超えた支援が必要とされています。

ライフサポート事業は、生活に困っている方を中心に民生委員・児童委員や地域の関係機関、福祉関係者をつなぐこと、つながることによる「地域におけるネットワークの構築」を目指しています。

★一つ一つの支援の積み重ねを地域の「チカラ」に

生活に困っている方は、多くの場合、社会との関わりも希薄になっています。様々な関係機関が地域の中で提供しているサービスや社会資源を持ち寄り、生活に困っている方を支援し見守ることを通じて関わることで、生活に困っている方の再スタートのきっかけにつながることがあります。

地域の方々が協力して取り組む支援は、地域に住む人や働いている人同士で支え合うことができる地域の「チカラ」を生み出していくこととなります。

ライフサポート事業での活動を通し、社会福祉法人も地域のワンピースとして、福祉の原点である地域の福祉課題に向き合い、生活に困っている方の今後の生活を一緒に考える活動に取り組みます。

事業のポイント

1 CSWは参加法人の施設職員

参加法人の施設・事業所に所属する職員が、本来業務と兼務しながらCSWとして活動しています。

2 活動費は参加法人の会費

経済的支援費も含め事業の活動費は、参加法人からの会費により支えられています。

3 対象者を限定しない

生活に困っている方全てを対象としています。困っている状況を聞き、必要な支援につなげます。

4 まずは「生命」を守る

生命に関わる問題は迅速に対応し、既存の制度や地域の社会資源で対応できないものに関して支援します。

5 身近な相談窓口として

地域の中の身近な相談窓口として、生活に困っている方の今後の生活を一緒に考えるため、関係機関、CSWがそれぞれの役割に応じた関わり方ができる窓口へつなぎます。

6 今後の生活を一緒に考える

既存の制度や地域の社会資源を活用しながら、必要に応じて関係機関と協力し今後の生活を一緒に考えます。

相談の流れに応じた役割

関係機関

関係機関は、既存の制度や地域の社会資源で対応できない生活課題を抱えた方を発見した場合に、県社協ホームページに掲載のCSWが所属している施設へ、次のことを連絡します。

CSWへ伝えること

- 相談のアセスメント内容
- 相談者本人の今後の生活への意識
- 相談者本人と関係機関の支援プラン

相談者を直接CSWにつなげる場合も、ご相談を受けた関係機関から必ずご一報ください。

CSW (コミュニティソーシャルワーカー)

CSWは、相談者が誰であっても、まずは話を聞きます。生活に困っている方を一番にキャッチできるのは、行政の相談窓口、地域の相談員、民生委員・児童委員・ボランティア等の地域で活躍している方々です。

日頃から関係機関と良好な関係性を築くよう努めましょう。



1

発見・連絡

関係機関

関係機関は、相談者の承諾を得て、CSWへ同席を依頼し、面談や訪問を調整します。そこで、相談者の状況等を改めて共有し、今後の関わり方や支援の方向性を確認します。

CSW (コミュニティソーシャルワーカー)

CSWは、電話での相談だけでなく関係機関が相談者と面談を行う際に同行します。

「行って・見て・聞いて」現状を把握しながら、緊急性のある課題を見極め、関係機関の支援により相談者が目指す方向性を確認します。

2

相談・訪問

関係機関

関係機関は、既存の制度や地域の社会資源、福祉サービス、インフォーマルな方法などを優先して、相談者の生活課題の解決方法を探り、支援します。

CSW (コミュニティソーシャルワーカー)

CSWは、関係機関が相談者に必要な制度検討をしていく際に、知恵を出し合うことでサポートします。それらを利用するまでの道すじを確認し、適切な利用につなげます。

3

制度検討

関係機関

関係機関は、あらゆる面から考えた方法でも対応できない課題に対し、CSWへ協力を求めます。



4

支援検討

CSW (コミュニティソーシャルワーカー)

CSWは、制度検討で対応できなかった課題について、**最低限必要な支援**を検討します。緊急を要する場合は、同行による支援や現物給付での支援（経済的支援）を検討します。支援内容は、相談者の生命に関わるか、自立の視点に立って支援することが妥当かどうかを踏まえ、所属する施設長と検討後、必要性を判断します。

関係機関

関係機関は、相談者の自立に向けて継続的な支援をしていくため、相談者のその後の支援状況や生活状況が変わり困ることがあれば、CSWへ相談します。

5

継続的な見守り

CSW (コミュニティソーシャルワーカー)

CSWは、相談者が、安定した生活を継続できるまで見守ります。
『見守り』の仕方については、相談者の状況によりますが、相談者へ直接確認を行う場合もあれば、関係機関を通して確認を行う場合もあります。

経済的支援が特徴と思われがちですが...

私たちが実践していきたいことは地域での生活相談であり、経済的支援はあくまで手段の1つです

生活相談

訪問・同行支援

相談支援

経済的支援

地域で複数の関係機関の協働を目指そう

ライフサポート事業開始後、生活困窮者自立支援制度が始まり、各地域にも相談窓口ができたことで支援の輪が広がっています。そうした支援者の方々も支援の過程で孤立しないよう、互いに協働していくことが大切ではないでしょうか。

相談者との面談や訪問に際して、関係機関にCSWも同行して話を聞き、その方の支援と一緒に考えていきます。

ライフサポート事業の経済的支援とは？

- ①今すぐ生命が危険な状態にある場合
- ②他に代替できる手段を探したが、協力を得られなかった場合
(代替できる手段とは、既存の制度や地域の社会資源の利用、家族・友人や勤務先の協力、家賃や光熱水費支払い先への相談など)
- ③関係機関が継続的に関わり、生活の安定が図られる見通しがつけられている場合
生活に最低限必要な現物給付(現金給付ではありません)です。

事業の取り

1 発見・連絡

2 相談・訪問

年金で生活していく
道筋をつける支援

コロナ禍の外国人世帯
への支援

引越しをきっかけに
生活の立て直しを支援

数日後に電気が停止するひとり暮らしの高齢者

相談してきた関係機関：市社協職員
本人：80歳代女性

相談内容

今回の年金支給日まで2週間あるが、その前に電気が止まる予定。所持金は300円で、今すぐ払える見込みがない。昔は自治会の活動に参加していたが、ここ数年周囲と関りが薄くなっており、市社協と民生委員が時々訪問していた中で相談があった。

家賃・光熱水費の滞納、食料も尽きる世帯

相談してきた関係機関：市生活保護担当職員
本人：40歳代女性

相談内容

夫婦と子ども2人の外国人世帯。夫婦と同じ会社に勤務していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で契約更新できず失職。そのため家賃・光熱水費を滞納するようになり、食料も尽きてきた。今後生活保護を申請し就職活動をする予定だが、ビザが1週間後に切れる。まずはビザの更新をしなければならないため、生活保護の受給までに時間を要する。

退寮まで時間がない!

相談してきた関係機関：自立支援相談員
本人：30歳代男性

相談内容

寮付きの仕事を精神的不調から退職し、退寮しなければならないが、引越し費用が工面できない。自立支援相談員の手配で自立支援施設への入所が決まったが、その引越し費用が捻出できない。さらに、あと数日で携帯電話が停止予定だが、今後就職活動するために必要なため、停止させたくない。

電気代にとどまらない、生活の課題

市社協職員にCSWが同行して本人の自宅を訪問し面談。電気代の請求書を確認し、市社協職員が相談に至るまでの状況を聞き取りしたが、年金の使い方について本人は「忘れた」と言うことが多い。本人より腰痛の訴えがあるが、金銭的問題で通院を中断しており、保険証も紛失していた。市社協職員から役所へ相談したところ、保険料が未納の状態であることが判明した。

市社協職員は本人の金銭管理を以前から問題に感じており、あんしんセンターのサービス利用を勧めているが、本人が拒否していた。

家族全体を苦しめている生活困窮状態

市生活保護担当職員にCSWが同行して自宅を訪問し、本人、夫、長女と面談。中学生の長女が親に母国語で通訳。親の手伝いのため満足に学校へ行けず、ヤングケアラー状態。さらに、生後10か月の長男のオムツとミルクが尽きかけていた。ライフラインはガス停止日の通知が来ており、他に家賃、水道代、給食費の滞納があった。

本人は困窮した生活の中、子育てしていくことに疲れきっている様子で、家の中が雑然としていた。

精神的な落ち込みが著しい本人

自立支援相談員にCSWが同行して自宅を訪問し本人と面談。部屋は物で足の踏み場がなく、引越しの荷造りはほぼ進んでいない。自立支援相談員は本人が退職した職場へ確認し、退寮日は2・3日しか延期できない。本人は精神的な落ち込みにより体調に波があり、孤独感を吐露していた。

自立支援相談員からは、本人と雇用保険の申請手続きを進め、本人の体調を確認しながら就職活動を進めていく予定とのことだった。

組み事例

3 制度検討

4 支援検討

5 継続的な見守り

今後の安定した生活を一緒に考える

制度

- 年金収入があり、生活保護制度と生活福祉資金貸付制度は対象外であることを確認。
- 国民健康保険証は、保険料を次回年金で納めることを約束し再発行が可能と確認。

社会資源

- 食料の確保…腰痛で料理ができないので、調理不要の食品をフードバンクへ依頼。さらに1日一食のみ、次回の年金で支払うことを伝えて配食サービスを利用。

インフォーマルな手段

- ライフラインの確保…停止日を次回の年金後に延ばしてもらえないか電力会社への交渉相談。

CSWは、本人が強い腰痛を訴えているため早急に受診が必要と判断し、受診費用を支援。

さらに、相談時期が真冬で暖房なしに過ごす高齢者にとっては命に関わると考え、電気停止日を延期するため電気代1か月分の費用を支援をした。

今回のことで本人があんしんセンターの利用を受入れ、引き続き民生委員による見守りが継続されると市社協から連絡があった。次の年金で生計維持ができたことを確認し、支援終了となった。



生活保護が受けられるまでの生活を見守る

制度

- すでに生活保護受給の方向。

社会資源

- 食料の確保…市社協のフードバンク利用。オムツとミルクは、生活保護担当職員が子ども支援課へ相談し、寄付してくれる支援団体の紹介を受けた。

インフォーマルな手段

- 家賃の滞納…保障会社に相談し、滞納分は生活保護受給後に分割で返済する対応をとってくれた。
- ガス代の滞納…ガス会社に相談したが、1か月前にも支払いの延期しており、これ以上待てないと言われた。

本人が、まだ小さい長男のミルクと衛生管理のため、また、長女に入浴できないことで学校で惨めな思いをさせたくないと言い、お湯を使い続けたいと希望したため、ガス代のみ経済的支援を行うことになった。

本人が2回目の食料支援を受けに行く際にCSWが同行訪問すると、家の中が片付いていて、本人に笑顔がみられた。本人から、日本語を覚えて人の助けになるボランティアをしたかったと話があり、支援終了後もCSWが所属する施設へ、日本語の勉強を兼ねてボランティアに来てもらった。その際、日本語教室や外国人向け介護資格講座等の情報を提供している。



寄り添うことを続けることで自立につなげる

制度

- 雇用保険の失業手当を受給する予定。
- 本人は自己破産しているため、生活福祉資金貸付制度は利用できない。

インフォーマルな手段

- 引越し費用…引越先が近所だったため、荷造りと必要最低限の荷物の運搬を自立支援相談員が手伝えることになった。
- 携帯電話代…精神的な落ち込みにより、すぐに就職活動に動くのは難しいため、失業手当で収入の目途がいたら、再度携帯電話の契約をすることになった。

CSWは、引越しを手伝う支援を行うことにした。

当日まで本人へ、自立支援相談員とCSWが連絡を密に入れることで、本人の孤独感をやわらげ、当日は常にコミュニケーションをとりながら作業した。

引越し後は、自立支援相談員からCSWへ定期的に状況連絡があった。本人は支援者とかかわりを持つことで、気持ちが徐々に前向きになり、投薬で体調管理ができるまで回復した。それにより就労先が決まり1か月働き続け収入を得られたことを自立支援相談員から確認し、支援終了した。



かながわライフサポート事業 Q&A

関係機関からのよくある質問

よくある
質問

ライフサポート事業では何を支援してもらえるのですか？

ライフサポート事業では、できる支援を項目として定めていません。

できる支援内容を項目化してしまうと、その項目に当てはまるかどうか判断の基準になり、個々の生活課題に応じた支援を考えることができなくなるからです。相談者の生活状況や相談内容によって、できること・できないことは異なります。その方の今後の生活にとって、何が良い方法かを関係機関と一緒に考える支援です（支援の基本的な考え方については5ページも併せてご参照ください）。

Q1

ライフサポート事業では行政等の関係機関が行う支援を代わりに行ってもらえるのですか？

A

ライフサポート事業は、既存の制度や地域の社会資源では対応できない生活課題の解決に向けて、関係機関と一緒に話を聞き、必要な支援につなぐ等の生活相談に取り組んでいます。

ライフサポート事業だけで生活課題の解決を図ろうとするものではなく、生活に困っている方の支援の中心となる関係機関と連携することで成り立つ支援であり、関係機関が行う支援を代行することはありません。その方が自立した生活を送れるよう、どのような支援が必要になるのか、それぞれがどのような役割を担うことができるのか等を一緒に考えていきます。

Q2

福祉サービスを利用している方の利用料や生活保護を受給している方の生活費をライフサポート事業で支給してもらえますか？

A

ライフサポート事業の目的は、生命に関わるような緊急性を要する生活課題や、自立に向けた支援の可能性について、その方や関係機関と一緒に考えていくことにあります。

ライフサポート事業の趣旨とは異なるため、福祉サービスの利用料や生活保護を受給している方の生活費を支援することはしていません。生活保護を受給を申請している方については、今後の安定した生活に向けた優先的課題を見極めた上で、生命に関わるような困りごとであれば、必要な制度利用につながるまでの緊急一時的な支援を一緒に考えることができます。

Q3

相談者が希望しないので、今後、関係機関として支援を継続していく予定はないが、相談者は生活困窮の状態であり、当面の生活費をライフサポート事業で支援してもらえますか？

A

ライフサポート事業の支援は緊急一時的な支援です。その方の支援の中心となる関係機関との関係性が途切れないよう、優先的課題の解決と一緒に考えていきましょう。

「生活費」という抽象的なものへの支援はしていませんが、生活費の出費を自覚する意味でも、支出項目と金額を一度洗い直し、代替手段や支払いの先送りについて調整するステップを踏んだ上で、それでも対処できない内容をご相談ください。

Q4

生活に困窮して2か月分の水道代が支払えない方が相談にきました。水道代を支払えば生活は安定すると相談者は言っているので、ライフサポート事業で水道代を支払ってもらえますか？

A

光熱水費が支払えない状況の背景は人により異なるため、家族への連絡や支払先との交渉等を行っても対処できず、数日後に水道が止まる場合は、緊急一時的な支援を優先して考えていきます。

代替手段や支払いの先送り等、できる調整を全て行った上で、やむを得ない場合はCSWが相談者に同行して水道代を支払う現物給付の経済的支援を行います。困った状況は相談者にとって、対処法や今後の生活を学ぶ機会です。根本的問題の解決を先送りしないためにも滞納金や借金（ローンも含む）に対しライフサポート事業で支援はしていませんので、自立に向け相談者が対処できるような支援を一緒に考えていきましょう。

これまでの活動を通じて、支援の中心となる関係機関の関わりの継続がなければ、相談者は自立する機会を失ってしまうことを痛感しています。既存の制度やサービスの利用で獲得できた機会を継続していくためにも、地域全体でのセーフティネットを一緒に保っていきましょう！！